

茨城県における市町村合併の効果

～平成16・17年度に合併した23市町村の状況～

市町村の規模

- ・本県市町村は、平成の大合併により、平成18年3月末に44に再編された。
- ・本県の1市町村当たりの平均人口は、合併後全国平均を上回ることとなった。
平成16・17年度に合併した23市町（*）も、同様に全国平均を上回った。

*合併23市町:水戸市, 日立市, 土浦市, 古河市, 石岡市, 下妻市, 常総市, 常陸太田市, 笠間市, 取手市, 常陸大宮市, 那珂市, 筑西市, 坂東市, 稲敷市, かすみがうら市, 桜川市, 神栖市, 行方市, 鉾田市, つくばみらい市, 小美玉市, 城里町

○本県市町村の状況

| 区 分 | 合併前 | 合併後 | 増 減 |
|---------------------------|---------|---------|----------|
| 市町村数 | 83 | 44 | △ 39 |
| うち合併23市町村 | 62 | 23 | △ 39 |
| (参考) 全国 (H18. 3. 31) | 3, 132 | 1, 821 | △ 1, 311 |
| 1市町村当たりの平均人口 (人) | 36, 046 | 67, 921 | 31, 875 |
| うち合併23市町村 | 31, 256 | 83, 801 | 52, 545 |
| (参考) 全国 (H18. 3. 31) | 37, 895 | 65, 229 | 27, 334 |
| ” 平均面積 (km ²) | 73. 4 | 138. 6 | 65. 2 |
| うち合併23市町村 | 63. 4 | 170. 9 | 107. 5 |
| (参考) 全国 (H18. 3. 31) | 118. 5 | 203. 9 | 85. 4 |

※1市町村当たりの平均人口は、合併前は平成16年3月31日、合併後は平成18年3月31日の住民基本台帳人口から算出。

※1市町村当たりの平均面積は、合併前は平成15年10月1日、合併後は平成17年10月1日の全国都道府県市区町村別面積調から算出。

行財政運営の状況

～組織体制・職員等の状況 ①～

- 一般職の職員総数は、集中改革プランの適正化の取組により、合併前のH16.4.1から合併後のH22.4.1にかけて、合併団体合計で2,656人(14.3%)の減となっている。

○合併23市町における職員数の状況

(単位:人、%)

| 区分 | H16.4.1 | H22.4.1 | 増減 | 増減率 | 集中改革プラン 削減率目標値 (H17.4.1～ H22.4.1) | 削減実績 (H17.4.1～H22.4.1) |
|-----|---------|---------|---------|--------|--|---------------------------|
| 一般職 | 18,530 | 15,874 | △ 2,656 | △ 14.3 | △ 9.6 | △ 12.3 |
| 特別職 | 1,411 | 655 | △ 756 | △ 53.6 | | |
| 計 | 19,941 | 16,529 | △ 3,412 | △ 17.1 | | |

※特別職については、H16.5.1及びH22.5.1時点の数値である。

(特別職の内訳)

(単位:人、%)

| 区分 | H16.5.1 | H22.5.1 | 増減 | 増減率 |
|-------|---------|---------|-------|--------|
| 市町村長等 | 250 | 69 | △ 181 | △ 72.4 |
| 議会議員 | 1,161 | 586 | △ 575 | △ 49.5 |
| 計 | 1,411 | 655 | △ 756 | △ 53.6 |

※市町村長等：市町村長，副市町村長（助役），収入役及び教育長

行財政運営の状況

～組織体制・職員等の状況 ②～

- ・ 部門別職員数では、合併後5年程度が経過し、一般行政、特別行政、公営企業の3部門全てで職員が減少し、全体で10%を超える減少となった。
- ・ 一般行政部門では、総務部門等ほとんどの部門で職員が減少しており、合併市町以外の市町村と比べると、特に議会部門等での減少幅が顕著となっている。

○合併23市町における部門別職員数の状況

(単位:人、%)

| 区 分 | H16. 4. 1 | H22. 4. 1 | 増 減 | 増減率 |
|--------|-----------|-----------|----------|---------|
| 一般行政部門 | 11, 129 | 9, 800 | △ 1, 329 | △ 11. 9 |
| 議会部門 | 215 | 146 | △ 69 | △ 32. 1 |
| 総務部門 | 3, 418 | 3, 041 | △ 377 | △ 11. 0 |
| 税務部門 | 1, 034 | 907 | △ 127 | △ 12. 3 |
| 民生部門 | 2, 347 | 2, 269 | △ 78 | △ 3. 3 |
| 衛生部門 | 1, 302 | 1, 080 | △ 222 | △ 17. 1 |
| 労働部門 | 15 | 13 | △ 2 | △ 13. 3 |
| 農林水産部門 | 940 | 698 | △ 242 | △ 25. 7 |
| 商工部門 | 226 | 264 | 38 | 16. 8 |
| 土木部門 | 1, 632 | 1, 382 | △ 250 | △ 15. 3 |
| 特別行政部門 | 5, 047 | 4, 268 | △ 779 | △ 15. 4 |
| 公営企業部門 | 2, 354 | 1, 806 | △ 548 | △ 23. 3 |
| 計 | 18, 530 | 15, 874 | △ 2, 656 | △ 14. 3 |

○その他21市町村における部門別職員数の状況

(単位:人、%)

| 区 分 | H16. 4. 1 | H22. 4. 1 | 増 減 | 増減率 |
|--------|-----------|-----------|----------|---------|
| 一般行政部門 | 5, 947 | 5, 295 | △ 652 | △ 11. 0 |
| 議会部門 | 96 | 86 | △ 10 | △ 10. 4 |
| 総務部門 | 1, 743 | 1, 556 | △ 187 | △ 10. 7 |
| 税務部門 | 549 | 537 | △ 12 | △ 2. 2 |
| 民生部門 | 1, 518 | 1, 340 | △ 178 | △ 11. 7 |
| 衛生部門 | 670 | 618 | △ 52 | △ 7. 8 |
| 労働部門 | 10 | 9 | △ 1 | △ 10. 0 |
| 農林水産部門 | 435 | 335 | △ 100 | △ 23. 0 |
| 商工部門 | 139 | 134 | △ 5 | △ 3. 6 |
| 土木部門 | 787 | 680 | △ 107 | △ 13. 6 |
| 特別行政部門 | 2, 391 | 2, 126 | △ 265 | △ 11. 1 |
| 公営企業部門 | 1, 362 | 1, 087 | △ 275 | △ 20. 2 |
| 計 | 9, 700 | 8, 508 | △ 1, 192 | △ 12. 3 |

行財政運営の状況 ～組織体制・職員等の状況 ③～

- ・ 合併前には対応できなかった男女共同参画，行政改革，情報政策などの分野に係る専門部署に加え，ほとんどの合併市町村において徴税対策の事務に係る部署を設置している。

○合併後に専門的な課・室を設置した市町

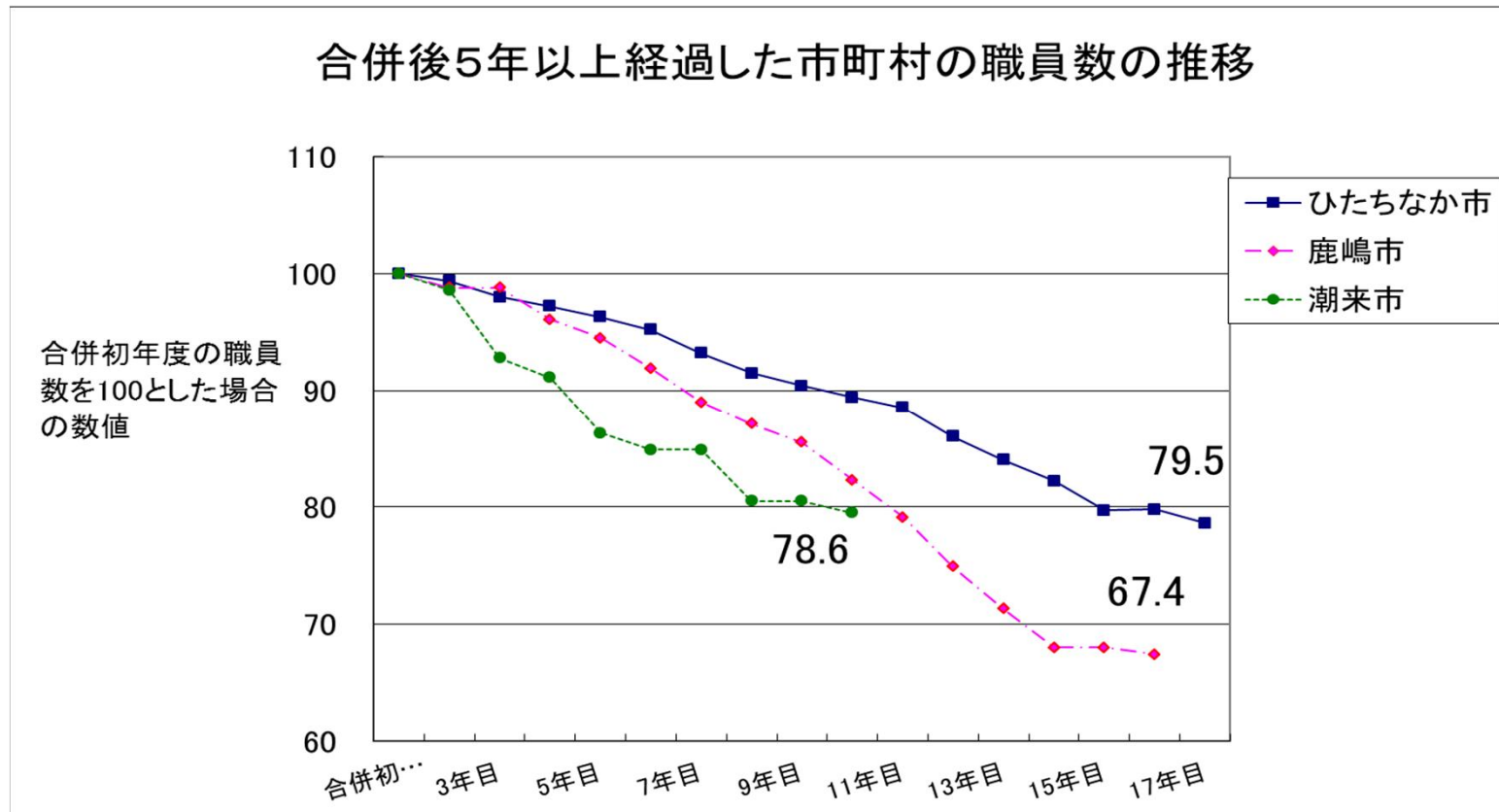
(H22.4.1現在)

| 区 分 | 市町名 |
|----------------------|--|
| 男女共同参画（男女共同参画課などの設置） | 水戸市，土浦市，古河市，常陸太田市，笠間市，那珂市，坂東市，桜川市 |
| 行政改革（行政改革推進課などの設置） | 水戸市，古河市，石岡市，笠間市，取手市，常陸大宮市，筑西市，坂東市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，小美玉市 |
| 情報政策（情報政策課などの設置） | 水戸市，日立市，古河市，石岡市，下妻市，常総市，常陸太田市，笠間市，取手市，常陸大宮市，那珂市，かすみがうら市，桜川市，行方市，つくばみらい市，小美玉市 |
| 徴税対策（納税課などの設置） | 水戸市，日立市，土浦市，古河市，石岡市，下妻市，常総市，笠間市，取手市，常陸大宮市，那珂市，筑西市，坂東市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，銚田市，つくばみらい市，小美玉市，城里町 |

行財政運営の状況 ～組織体制・職員等の状況 ④～

(参考)過去の合併事例における職員数の推移

潮来市は9年間で21.4%、鹿嶋市は15年間で32.6%、ひたちなか市は16年間で20.5%と徐々に減少している。



行財政運営の状況

～歳出削減等の状況 ①～

- ・合併に伴う生活保護事務の移管等により扶助費が大きく伸びている。
- ・一部事務組合の人件費を含めると人件費の総額は大きく減少している。

○合併23市町の歳出の状況 (単位:億円、%)

| 区 分 | H15決算 a | H21決算 b | 増減額 (b-a) c | 増減率 c/a |
|----------|------------|------------|-------------------|------------|
| 義務的経費 | 2,671 | 2,981 | 310 | 11.6 |
| 人件費 | 1,357 | 1,326 | △ 31 | △ 2.3 |
| うち職員給 | 937 | 859 | △ 78 | △ 8.3 |
| うち退職金 | 103 | 167 | 64 | 62.1 |
| 扶助費 | 585 | 934 | 349 | 59.7 |
| 公債費 | 729 | 721 | △ 8 | △ 1.1 |
| 投資的経費 | 1,007 | 900 | △ 107 | △ 10.6 |
| うち普通建設事業 | 1,006 | 899 | △ 107 | △ 10.6 |
| その他の経費 | 2,526 | 2,874 | 348 | 13.8 |
| 物件費 | 830 | 808 | △ 22 | △ 2.7 |
| 補助費等 | 765 | 967 | 202 | 26.4 |
| うち一組負担金 | 376 | 282 | △ 94 | △ 25.0 |
| うち人件費 | 184 | 131 | △ 53 | △ 28.8 |
| 繰出金 | 662 | 741 | 79 | 11.9 |
| その他 | 269 | 358 | 89 | 33.1 |
| 計 | 6,204 | 6,755 | 551 | 8.9 |

○その他21市町村の歳出状況 (単位:億円、%)

| 区 分 | H15決算 a | H21決算 b | 増減額 (b-a) c | 増減率 c/a |
|----------|------------|------------|-------------------|------------|
| 義務的経費 | 1,455 | 1,525 | 70 | 4.8 |
| 人件費 | 740 | 710 | △ 30 | △ 4.1 |
| うち職員給 | 522 | 454 | △ 68 | △ 13.0 |
| うち退職金 | 55 | 86 | 31 | 56.4 |
| 扶助費 | 303 | 433 | 130 | 42.9 |
| 公債費 | 412 | 382 | △ 30 | △ 7.3 |
| 投資的経費 | 492 | 498 | 6 | 1.2 |
| うち普通建設事業 | 492 | 497 | 5 | 1.0 |
| その他の経費 | 1,301 | 1,493 | 192 | 14.8 |
| 物件費 | 474 | 487 | 13 | 2.7 |
| 補助費等 | 343 | 512 | 169 | 49.3 |
| うち一組負担金 | 146 | 140 | △ 6 | △ 4.1 |
| うち人件費 | 72 | 64 | △ 8 | △ 11.1 |
| 繰出金 | 340 | 369 | 29 | 8.5 |
| その他 | 144 | 125 | △ 19 | △ 13.2 |
| 計 | 3,248 | 3,516 | 268 | 8.3 |

行財政運営の状況 ～歳出削減等の状況 ②～

- 合併市町においては、合併補助金(国)や合併特例交付金(県)による支援措置があるため、国庫支出金や県支出金が大きく伸びている。

○合併23市町の歳入の状況

(単位:億円、%)

| 区 分 | H15決算 a | H21決算 b | 増減額 (b - a) c | 増減率 c / a |
|-------|------------|------------|---------------------|--------------|
| 地方税 | 2,387 | 2,596 | 209 | 8.8 |
| 地方交付税 | 1,200 | 1,125 | △ 75 | △ 6.3 |
| 国庫支出金 | 470 | 1,011 | 541 | 115.1 |
| 県支出金 | 279 | 350 | 71 | 25.4 |
| 地方債 | 748 | 732 | △ 16 | △ 2.1 |
| その他 | 1,383 | 1,201 | △ 182 | △ 13.2 |
| 計 | 6,467 | 7,015 | 548 | 8.5 |

○その他21市町村の歳入の状況

(単位:億円、%)

| 区 分 | H15決算 a | H21決算 b | 増減額 (b - a) c | 増減率 c / a |
|-------|------------|------------|---------------------|--------------|
| 地方税 | 1,472 | 1,694 | 222 | 15.1 |
| 地方交付税 | 440 | 333 | △ 107 | △ 24.3 |
| 国庫支出金 | 273 | 516 | 243 | 89.0 |
| 県支出金 | 142 | 166 | 24 | 16.9 |
| 地方債 | 393 | 333 | △ 60 | △ 15.3 |
| その他 | 667 | 642 | △ 25 | △ 3.7 |
| 計 | 3,387 | 3,684 | 297 | 8.8 |

住民サービス・まちづくりの状況

～合併効果の具体例(H19.8, H21.1, H23.2調査)①～

①住民の利便性の向上

| 効果 | 具体例 | 市町村名 |
|------------|--|--|
| ①住民の利便性の向上 | 合併により福祉事務所が新たに設置又は既に設置されている市と合併することにより、福祉関係のサービスが身近なところで受けられることとなった。 | すべての合併市 |
| | スポーツ施設や図書館、休日診療所などの公共施設の広域的な利用が可能になった。 | すべての合併市町 |
| | 各種証明の自動交付機がなかった地域に新たに設置した。 | 古河市、石岡市、取手市、坂東市、かすみがうら市、神栖市 |
| | 旧役場の空きスペースを活用して子育て支援センター等を設置できた。 | 取手市、笠間市 |
| | 保育所や放課後児童クラブについて、合併によって選択肢が広がり勤務地の近くで利用がしやすくなったり、利用時間や対象年齢が拡大された。 | 水戸市、日立市、古河市、笠間市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市、小美玉市、城里町 |
| | 旧町村にまたがって行われている土地区画整理事業地内の児童・生徒については、小・中学校を選択できるようにした。 | つくばみらい市 |
| | コミュニティバスの運行を開始し、又はコースを拡大した。 | 常陸太田市、取手市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、行方市、城里町 |
| | 合併支援策により藤代駅のバリアフリーが推進できることとなった。 | 取手市 |

住民サービス・まちづくりの状況

～合併効果の具体例(H19.8, H21.1, H23.2調査)②～

②行政サービスの高度化・多様化

| 効果 | 具体例 | 市町村名 |
|---|---|---|
| ②行政サービスの高度化・多様化 | 政策推進課や特定道路推進課などの専門的な組織を設置した。 | 水戸市, 日立市, 土浦市, 古河市, 石岡市, 下妻市, 常総市, 常陸太田市, 笠間市, 取手市, 常陸大宮市, 那珂市, 筑西市, 坂東市, 稲敷市, かすみがうら市, 桜川市, 神栖市, 行方市, 鉾田市, つくばみらい市, 小美玉市 |
| | 消費者行政, グリーンツーリズム等の業務に係る職員を配置した。 | 笠間市, 常陸大宮市 |
| | 新たにまちづくり特例市になる, 又はまちづくり特例市である市と合併することにより, 自主的・自立的にまちづくりに取り組むことができることとなった。 | 水戸市, 土浦市, 古河市, 石岡市, 常総市, 筑西市 |
| | 防犯灯設置事業, 医療費助成, 福祉タクシー利用助成などの各種補助・助成事業の実施地域が拡大されたり, 補助額が旧市町村時から増額になった。 | 水戸市, 土浦市, 古河市, 石岡市, 下妻市, 常総市, 常陸大宮市, 那珂市, 筑西市, 坂東市, かすみがうら市, 桜川市, 神栖市, 行方市, 小美玉市 |
| | デマンドタクシーの運行により交通空白地域を解消することができた。 | 古河市, 石岡市, 常総市, 常陸太田市, 笠間市, 常陸大宮市, 筑西市, 桜川市, 神栖市, 行方市 |
| | 第3子以降の保育料の無料化を実施した。 | 古河市, 常陸大宮市 |
| | 合併支援策により防災行政無線をデジタル化し, 難聴地域の解消を図ることができた。 | 土浦市, 筑西市, 神栖市 |
| | 合併支援策により消防署(出張所を含む。)を新たに設置した。 | 常陸太田市, 城里町 |
| | 合併支援策により精神障害者自立支援施設を新たに設置できることとなった。 | 稲敷市 |
| | 資源ごみの回収・処理を一元化することによって, リサイクルが推進され, ゴミの減量化が図られた。 | 鉾田市 |
| | 内原地区においても水戸市の基準に合わせて1小学校区1公民館の整備を行うこととした。 | 水戸市 |
| | 理科活動指導員が増員でき, 市内全域の小学校に派遣できることとなった。 | 古河市 |
| | 旧役場庁舎を活用した県北生涯学習センターの整備により, 県北地域における生涯学習環境が向上した。 | 日立市 |
| 合併支援策により県内で唯一地域中核病院がなかった地域に常陸大宮済生会病院が開院できた。 | 常陸大宮市 | |

住民サービス・まちづくりの状況

～合併効果の具体例(H19.8, H21.1, H23.2調査)③～

③広域的なまちづくりや地域のイメージアップ

| 効果 | 具体例 | 市町村名 |
|---------------------------|--|--|
| ③広域的なまちづくりや地域のイメージアップ | 旧市町村の観光資源を一体とした計画の策定や一体的なイベント・取組の実施, そして一体的な情報発信が可能になった。 | 日立市, 土浦市, 古河市, 石岡市, 下妻市, 常総市, 常陸太田市, 笠間市, 取手市, 稲敷市, かすみがうら市, 桜川市, つくばみらい市, 小美玉市, 城里町 |
| | 合併により県で第1位の大きな面積となり, 豊富な地域資源があることから「二地域居住」に適しているというイメージが高まった。 | 常陸太田市 |
| | 各市町村にあった観光協会を統一し, 一体的な観光振興が図られた。 | 常陸太田市, 桜川市 |
| | 観光物産館を設置し, 地場産業振興に取り組むことによる一体感の醸成が図られた。 | 行方市 |
| | 県の強力な支援のもと, 坂東野菜のブランド化が推進できた。 | 坂東市 |
| | 合併に伴いメロンの生産額が日本一になるとともに, 生産から流通, 消費までを視野に入れた広域的な生産体制づくりを推進できることとなった。 | 鉾田市 |
| | 広域幹線道路が合併特例債などの合併支援策を活用することにより整備が促進されることとなった。 | 土浦市, 古河市, 石岡市, 常総市, 坂東市, 小美玉市 |
| | 旧市村の境界付近にある高速道路インターチェンジ周辺地区の一体的な土地利用が可能になった。 | 土浦市 |
| | 旧町村の境界がなくなったことにより, 旧町村にまたがって行われている土地区画整理事業について, 一体的・効率的な実施が可能になった。 | つくばみらい市 |
| | 水道未普及地域であった旧七会村徳蔵地区への給水事業を実施できることとなった。 | 城里町 |
| 「市」になったことでのイメージアップが期待できる。 | 常陸大宮市, 那珂市 | |

住民サービス・まちづくりの状況 ～合併効果の具体例(H19.8, H21.1, H23.2調査)④～

④行財政の合理化・効率化

| 効果 | 具体例 | 市町村名 |
|--------------|--|--|
| ④行財政の合理化・効率化 | 公共下水道，農業集落排水，合併浄化槽など生活排水対策の所管課を下水道課に統一した。 | 石岡市，常陸太田市，笠間市 |
| | 合併に伴う一部事務組合の廃止等により，重複構造を一元化し，組織の合理化が図られた。 | 水戸市，土浦市，古河市，石岡市，常陸太田市，笠間市，常陸大宮市，那珂市，かすみがうら市，桜川市，行方市，鉾田市，つくばみらい市，小美玉市 |
| | 幼稚園や保育園の数が増えたことにより人事異動が可能となり，職員の適正配置が図られることとなった。 | 桜川市 |

住民サービス・まちづくりの状況

～住民の不安等に対する対応例(H19.8, H21.1, H23.2調査)①～

①地域の声が反映されにくくなるのではないか

| 対応策の具体例 | 市町村名 |
|--------------------------------|---|
| 地域審議会の設置 | 日立市, 常陸太田市, 常陸大宮市, 那珂市, 坂東市 |
| 市政懇談会等の充実 | 水戸市, 古河市, 常総市, 常陸太田市, 笠間市, 桜川市, 神栖市, 小美玉市 |
| 市政モニター制度の拡大 | 水戸市, 桜川市, 小美玉市 |
| 広報広聴課スピード対応室の分室を設置し, 広報広聴制度を充実 | 土浦市 |

住民サービス・まちづくりの状況

～住民の不安等に対する対応例(H19.8, H21.1, H23.2調査)②～

②周辺部の地域が取り残されるのではないか

| 対応策の具体例 | 市町村名 |
|------------------------|--|
| コミュニティバスの運行の開始又はコースの拡大 | 常陸太田市, 取手市, 常陸大宮市, 那珂市, 行方市, 坂東市, かすみがうら市, 城里町 |
| 幹線道路や生活道路の整備 | 常陸太田市 |

③旧市町村の特徴や個性が失われてしまうのではないか

| 対応策の具体例 | 市町村名 |
|--------------|---|
| 地域イベントの継続・助成 | 水戸市, 石岡市, 下妻市, 常総市, 常陸太田市, 取手市, 筑西市, 坂東市, かすみがうら市 |

合併市町村に対する支援の状況 ①

(1) 国の財政的支援

(単位:億円)

| 支援措置の内容 | 支援総額 | 実績 (H16~H21) | 主な活用事例 |
|--|-------|-----------------|---|
| ①合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置 行政の一体化に要する経費や合併関係市町村間の行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費について、合併後5ヶ年度にわたり普通交付税で措置 | 136 | 123 | — |
| ②普通交付税の算定の特例 合併後10ヶ年度は、合併がなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を保障。さらに5ヶ年度は激変緩和措置 | — | 934 | — |
| ③合併特例債 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費や、地域振興等のための基金の積立てに要する経費について、合併特例債を充当(95%)することができ、元利償還金の70%を普通交付税で措置 | 5,118 | 909 | ・市町村道の整備(384) ・学校教育施設の整備(205) ・医療施設の整備(38) |
| ④合併市町村補助金 合併に伴い必要な事業を行った場合に、人口規模により算出される合併関係市町村ごとの補助額の合計額を上限として、市町村建設計画の期間内に補助金を交付(1合併関係市町村あたり60百万円~300百万円を上限) | 90 | 82 | ・庁舎、学校等公共施設の整備(26) ・電算システムの統一(24) ・市町村道等の整備(14) |

合併市町村に対する支援の状況 ②

(2) 県の財政的支援

(単位:億円)

| 支援措置の内容 | | 支援総額 | 実績 (H16~H21) | 主な活用事例 |
|---------|---|------|-----------------|--|
| 県 | ①市町村合併特例交付金 合併に伴い発生する電算システムの統一等の経費を対象に、1合併関係市町村あたり2.5億円を限度に、合併後5ヶ年度以内に交付金を交付 | 155 | 145 | ・電算システムの統一(52) ・庁舎、学校等公共施設の整備(16) ・市町村道等の整備(7) |
| | ②新市町村づくり支援事業 合併市町村のまちづくりや均衡ある発展を推進するため、市町村建設計画の期間内に10億円を限度に県事業等を実施 | 200 | 58 | ・県道の整備(18) ・病院、消防署の整備(11) ・ケーブルテレビの整備(7) |
| | ③合併市町村幹線道路緊急整備支援事業 合併市町村が合併特例債を活用して、知事の指定を受けた幹線道整備を行う場合に、交付税措置分を除く市町村負担の7割を補助 | 165 | 2 | — |

合併市町村に対する支援の状況 ③

(3) 県の人的支援

○ 専門的知識を有する県職員の派遣や対等交流、合併市町村からの職員の研修受入を実施

| | 内 容 | | | | | 内 容 | | | |
|-----------------|------------|-----|-----|-----|---------------|------------|-----|-----|-----|
| | 区 分 | H19 | H20 | H21 | | 区 分 | H19 | H20 | H21 |
| ① 合併市町村への県職員の派遣 | 特別職 | 6 | 6 | 5 | ② 合併市町村職員への派遣 | 一般職 | 66 | 60 | 56 |
| | 助役 | 6 | 6 | 5 | | 総務・企画・環境部門 | 15 | 15 | 16 |
| | 一般職 | 29 | 27 | 23 | | 税務部門 | 3 | 3 | 3 |
| | 総務・企画・商工部門 | 9 | 8 | 6 | | 民生部門 | 6 | 7 | 4 |
| | 税務部門 | 3 | 3 | 4 | | 衛生部門 | 0 | 0 | 0 |
| | 民生部門 | 6 | 3 | 2 | | 農林水産部門 | 7 | 2 | 2 |
| | 衛生部門 | 0 | 0 | 0 | | 商工部門 | 3 | 4 | 1 |
| | 土木・農林部門 | 11 | 13 | 11 | | 土木部門 | 32 | 29 | 30 |
| 計 | 35 | 33 | 28 | 計 | 66 | 60 | 56 | | |

○ 市町村職員を対象とした研修の実施

- ・職員の法制や政策立案能力向上を図るための「法務マスター研修」を実施
- ・税の徴収事務に携わる職員の資質向上を図るための「市町村税務徴収職員研修」を実施

合併市町村に対する支援の状況 ④

(4) 市町村への権限移譲

① まちづくり特例市

一定規模以上の合併市については、土地利用や福祉関係等の主要事務に関する権限を包括的に移譲する「まちづくり特例市」を平成14年度に導入し、自主的かつ総合的なまちづくりに取り組めるよう支援を行っている。

○ 移譲事務

- ・ 個性豊かなまちづくり分野〈必須〉
(農地転用の許可, 開発行為の許可など9法令161事務)
- ・ 住み良いくらしづくり分野〈選択〉
(身体障害者手帳の交付, 認可外保育施設に対する立入調査など5法令40事務)
- ・ 活力ある産業づくり分野〈選択〉
(各種計器類の立入検査, 電気用品販売業者に対する立入調査など10法令74事務)
- ・ 快適な環境づくり分野〈選択〉
(騒音規制する地域の指定, 汚水等排出する事業場への立入検査など9法令183事務)

○ 指定要件: 19年度までは, 人口10万人以上の市(合併市は5万人以上)としていたが, 20年度から人口5万人以上の全ての市に要件を緩和

○ 指定市(実績) 平成14年度: 日立市, 土浦市 平成15年度: つくば市, ひたちなか市
平成17年度: 取手市, ひたちなか市(受入分野追加)
平成18年度: 筑西市, 古河市, 石岡市, 常総市, 神栖市
平成20年度: 常陸太田市, 笠間市, 鹿嶋市
平成21年度: 那珂市, 坂東市, 鉾田市, 小美玉市
平成22年度: 常総市(受入分野追加)

合併市町村に対する支援の状況 ⑤

②まちづくり特例市(第二期)

平成21年度から従来のまちづくり特例市制度に加え、人口5万人未満である市を対象とした「まちづくり特例市(第二期)」を導入し、自主的かつ総合的なまちづくりに取り組めるようさらなる支援を行っている。

○移譲事務

- ・「農地」区分
(農地転用の許可など2法令18事務)
- ・「都市計画・都市整備」区分
(開発行為の許可など7法令143事務)
- ・「消費生活」区分
(販売事業者に対する立入調査など2法令9事務)
- ・「保健・福祉」区分
(認可外保育施設に対する立入調査など3法令31事務)
- ・「中小企業支援」区分
(各種計器類の立入検査など5法令35事務)
- ・「安全」区分
(電気用品販売業者に対する立入調査など5法令39事務)
- ・「環境」区分
(騒音規制する地域の指定など3法令13事務)
※上記区分から2区分以上選択

○指定市(実績) 平成22年度:下妻市, 高萩市, 常陸大宮市, 桜川市, つくばみらい市

合併市町村に対する支援の状況 ⑥

(5) まちづくりの支援

- ・合併市町村の建設計画の早期実現を図るため、先導的で部局間をまたがるプロジェクトについて、全庁的な支援を実施する。(事業の採択は17～19年度で終了。採択後、原則3ヶ年にわたって支援)

[採択状況]...7団体

17年度(2団体) 常陸大宮市、坂東市

18年度(3団体) 石岡市、取手市、行方市

19年度(2団体) 常陸太田市、ひたちなか市